# 高速自動車国道の路線を指定する政令 （昭和三十二年政令第二百七十五号）

高速自動車国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一一月一日政令第三四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年一一月二二日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年三月一九日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年一月二〇日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年六月一八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年六月八日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年六月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年一一月六日政令第三六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年二月二七日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年一月二九日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年二月四日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年二月一七日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年一二月二〇日政令第三七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年二月五日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一月一九日政令第五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一月一八日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。